

## 食品残さ削減事業要綱

### (目的)

第1条 県は、持続可能な循環型社会構築をめざし、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を進め、ごみの減量化の一層の推進のため、家庭や飲食店等から排出される、食べ残しなどの食品廃棄物を削減する事業を支援する。

### (定義)

第2条 この要綱において、食品廃棄物とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年6月7日法律第116号）第2条に規定されるものをいう。

### (対象事業)

第3条 この要綱において、支援の対象事業とは、埼玉県内で営業する飲食店、食料品を扱う小売店、また主たる事業活動に付随して食品および飲料等の提供に係る事業者または団体が行う、食品廃棄物の減量化に向けた活動とする。

### (県の役割)

第4条 県は、前条の事業支援として、次の事項を実施する。

- (1) 食べ残しなどの食品廃棄物の減量化をめざす事業の登録
- (2) 前項の事業の広報支援
- (3) その他知事が必要と認める支援

### (支援の内容等)

第5条 前条の支援内容については、別に定める。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。